

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年4月17日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
乾紳一郎	乾紳一郎後援会	平成30年12月25日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山崎山洋	山洋会	平成30年12月31日
多田育民	多田育民後援会	平成30年12月31日
宮野厚	宮野あつし後援会	平成31年3月22日
佐藤由紀	八千代殺処分ゼロの会	平成31年3月22日
藤代広道	藤代ひろみち後援会	平成31年3月29日